

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時（令和五年山梨県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

表甲府市の項中「山梨県甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館」を「山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所」に、「令和五年四月九日 午後九時」を「令和五年四月十日 午前十時」に改め、同富士吉田市の項中「山梨県富士吉田市新町四丁目十二番二十七号 富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場」を「山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所」に、「令和五年四月九日 午後十時三十分」を「令和五年四月十日 午前十時」に改め、同大月市の項中「山梨県大月市大月二丁目七番四十三号 大月市立大月東小学校屋内運動場」を「

山梨県大月市大月二丁目六番二十号　大月市役所」に、「令和五年四月九日　午後九時十五分」を「令和五年四月十日　午前十時」に改め、同南アルプス市の項中「山梨県南アルプス市飯野二千八百六十番地二　南アルプス市立白根巨摩中学校」を「山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地　南アルプス市役所」に、「令和五年四月九日　午後九時」を「令和五年四月十日　午前十時」に改め、同甲州市の項中「令和五年四月九日　午後九時」を「令和五年四月十日　午前十時」に改める。